



青少年インターネット環境整備法改正

曾我部 真裕 Sogabe Masahiro 京都大学大学院法学研究科教授

専攻は憲法、情報法。安心ネットづくり促進協議会特別会員。主な著書・編著として『情報法概説』(弘文堂、2016年)など多数。

2017年6月に青少年インターネット環境整備法(正式名称は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律。以下、環境整備法)が改正され、2018年2月1日に施行されました。後に詳しく説明しますが、環境整備法は、青少年(18歳未満の者を指します)がフィルタリングの利用によって性的な画像など「青少年有害情報」を閲覧する機会を減少させたり、ネット・リテラシーを高めたりすること等を基本理念とするものですが、フィルタリング利用によって詐欺サイトへのアクセスができなくなるなど、消費者被害の防止にも役に立つものです。

その意味で、環境整備法の知識は、消費生活センターで相談業務にかかわる消費生活相談員の皆さんにも必要なものと思います。そこで、本稿では、環境整備法成立の経緯、改正の経緯とポイント等を紹介します。

環境整備法成立の経緯

1999年にNTTドコモがi-modeのサービスを始めるなど、2000年前後には携帯電話からのネット接続が一般化しましたが、青少年にとっても、携帯電話が最も中心的なネット接続手段となっています。

ところが、パソコンとは異なり、携帯電話はパーソナル性が高く、保護者がその利用実態を把握することが容易ではないことから、有害情

報の閲覧、出会い系サイトやSNSを介した見知らぬ他人との接触による福祉犯*¹被害等のリスクが高くなります。

実際、出会い系サイトに関係した性犯罪等の検挙数が急増し、これらの事件の被害者の大部分が青少年でした。その後、2003年に出会い系サイト規制法(正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」)が制定されました。しかし、その結果、青少年被害の舞台は出会い系サイトから一般のSNSサイトに移り、誰もが利用するようなSNSサイト経由で接触し、性被害にあう青少年が急増したのです。

そこで、一般のSNSサイトでの青少年保護対策が課題となりましたが、そのための主な手段は啓発とフィルタリングでした。ここでの文脈でフィルタリングとは、ネット上のウェブページ等のうち青少年にとって有害なものを一定の基準で評価判別し、選択的に排除等する機能をいいます。これには、有害でないもののみをリスト化してそれだけを閲覧できるようにする方式(ホワイトリスト方式)と、有害なものをリスト化してそれ以外のものは閲覧できるとする方式(ブラックリスト方式)とがあります。小学生など年少者には前者が適していますが、中高生などには後者が適しており、本稿の以下の記述では主に後者が念頭に置かれています。

2006年前後には関係省庁や一部地方自治体

*1 青少年に淫行をさせる行為のように、青少年の心身に有害な影響を与え、その福祉を害する犯罪。

で一定の対策が進められました。2008年には議員立法により環境整備法が制定されました(施行は2009年4月1日)。

環境整備法の内容

環境整備法の基本理念は次の3つです(3条)。

- ①青少年自らによる情報リテラシー修得
- ②青少年有害情報の閲覧機会の最小化
- ③民間の自主的・主体的な取り組みの尊重

環境整備法は、こうした基本理念に基づき、国や地方公共団体、関係事業者、保護者の責務を定めています。国においては、内閣府の子ども・若者育成支援推進本部が青少年インターネット環境整備基本計画を定めています。

それ以外にも、特に②との関係で具体的な措置を求める規定も置かれていますが、努力義務にとどまるものや、義務であっても罰則のないものばかりです。また、どのような情報が青少年有害情報に当たるかについても一般的な定義と例示を行うのみで、具体的な判断は事業者等に委ねています。これは基本理念の③や表現の自由の尊重に基づくものです。

具体的措置を定める規定は、そのほとんどがフィルタリングに関係するものです。最も重要なのは、携帯電話の契約者または使用者が青少年である場合には、携帯電話会社(条文上は「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」)は、フィルタリングの利用を条件としてネット接続サービスを提供しなければならないとする旧17条1項です*2。その前提として、保護者は、契約の際に使用者が青少年であることを申し出なければなりません(旧17条2項)。

どのようなサイトをフィルタリング対象とするかは、それぞれのフィルタリングソフト会社等に委ねられていますが、通常は、フィルタリング対象を「ポルノ・アダルト」「薬物」などカテ

ゴリーに分けて設定しています。こうした中に「掲示板・SNS・ブログ」等のカテゴリーがあり、ユーザー同士で交流できるようなサイトやアプリはいったんすべてフィルタリング対象となることが原則です。

しかし、交流機能のあるサイト等の中には、青少年に配慮した運営をしているところもあり、このようなサイトをフィルタリング対象とするのは不適切ですから、こうしたサイト等は個別にフィルタリング対象から除外するという対応が取られます。青少年に配慮した運営をしているかどうかは、民間の第三者機関であるEMA(一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構)が審査のうえ、認定することになっています。

要するに、携帯電話のフィルタリングについては、携帯電話会社のフィルタリング提供義務とEMAによる民間の取り組みとの組み合わせで、青少年に配慮したサイト等のみが利用可能となるようしくみがめざされたわけです。このようなしくみにより、一般のSNSサイトを通じて性犯罪等の被害にあう青少年の数は一度は減少しました。

環境変化と法改正

しかし、問題が沈静化したのはしばらくの間だけで、その後再び状況は悪化を始めます。その背景の1つには、スマホ(スマートフォン)の普及があります。ガラケーと呼ばれる従来型の携帯電話では、ネットへのアクセスも携帯電話回線を通じて行われ、フィルタリング機能も携帯電話会社の管理下にありました。しかし、スマホでは携帯電話回線だけでなく、Wi-fi経由でもネット接続がなされます。

ところが、環境整備法でフィルタリング提供が義務づけられているのは携帯電話回線を通じ

*2 ただし、保護者が不要との申し出をした場合にはこの限りではない(同条但書)。なお、環境整備法では申し出の理由は問わないことになっているが、各都道府県で制定している青少年健全育成条例では、一定の正当な理由を要求している例が多い。

たネット接続についてだけで、Wi-fi経由での接続については法律上は対象外です。

また、別な背景として、EMA認定制度の実効性低下があります*3。具体的には、ほとんどの青少年が利用するようになった人気のメッセージアプリが当初はEMA認定を取得しなかったために、フィルタリングを解除してしまう青少年が続出し、フィルタリング利用率が低迷するようになってしまいました。さらに、フィルタリング利用率低迷の原因としては、スマホが高機能であるために、契約時の説明や手続きに長時間を要し、それに加えてフィルタリングの設定にさらに時間を掛けることの煩雑さが敬遠されたこともあるようです。いずれにしても、フィルタリング利用率低迷が原因の1つとなり、青少年の性犯罪等被害がここ数年、過去最高を記録し続けています(最新の数字である2017年上半期の被害児童数は919名で上半期として過去最高*4)。

こうした背景のもと、冒頭で見たように、2017年に環境整備法の改正が行われ、既に施行されています。5つあるという改正のポイントのうち、ここでは次の3点を紹介します。

- ①携帯電話会社や販売店等に対し、契約締結の際に使用者が青少年かどうか確認する義務を課したこと(13条。改正前は保護者が申し出ることとされていました)。
- ②携帯電話会社や販売店等に対し、契約締結の際に、フィルタリング利用の必要性等についての説明義務を課したこと(14条)。
- ③携帯電話会社や販売店等に対し、契約締結の際に、フィルタリング有効化措置を講じる義務を課したこと(16条)。

③について若干補足しますと、ガラケーの場合には携帯電話会社が携帯電話回線上でフィル

タリング機能を有効にすればよかったのですが、Wi-fi経由やアプリの場合にはそれができず、スマホ端末にフィルタリングアプリをインストールする等の対応が必要になります。③は、従来の義務に加え、こうした対応を店頭で行うことを義務づけるものです。

もっとも、こうした措置の多くは既に行われていたことであり、状況を改善するためには更なる取り組みが必要になります。実際、環境整備法改正に先立ち、総務省の「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」を中心として、使いやすいフィルタリングの実現等について検討が進められました。その結果、各社のフィルタリングの名称統一(「あんしんフィルター」)や、iPhoneについてはフィルタリングアプリのインストールではなくiOSに内蔵されている機能制限を用いることによって設定時間を短縮して利用を促すなどの対策が行われることになりました。

おわりに

フィルタリングについては、性犯罪被害との関係で注目されがちですが、冒頭にも述べたように、詐欺サイトなどそれ以外の問題サイトへのアクセスができなくなるなど、消費者被害の防止にも役に立つものです。

とはいえ、スマホに関する問題はさまざまで、フィルタリングが唯一万能な対策ではありません。正しい知識を持ってスマホと付き合うことが大切です。

(参考文献)
内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書」(2018年)

*3 2018年3月、EMA理事会は2019年4月末をもって事業を終了することを決定した。 http://www.ema.or.jp/press/2018/0403_01.pdf

*4 警察庁「平成29年上半期におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策」
http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h29/H29_siryoku.pdf